

相続実務に強くなる！

Yoshizawa Inheritance School

『民法(相続法)改正 1日講座』 東京/大阪

～現役の相続コンサルタントだから分かる、使い方・落とし穴・注意点、全部話します！～

40年振りに大改正！
相続の基本は「民法」です！

- ✓ 税理士、弁護士、司法書士、行政書士、不動産鑑定士、社労士等、相続を業としている各種士業の方
- ✓ 実際に相続に携わっている専門家の方
- ✓ 今後本格的に相続業務に進出しようと考えている方
- ✓ 本に書いていない、活きた実務を学びたい方
- ✓ 現場に強い、一つ上の相続コンサルタントを目指している方

各会場とも

定員**12名**(先着順)

事前振込み(カード決済可)



株式会社吉澤相続事務所代表取締役 **吉澤 諭**

住友信託銀行、あおぞら銀行等で相続対策・事業承継・遺言・不動産等の業務に従事し、2014年4月株式会社吉澤相続事務所設立。現在までに講師を務めたセミナーは約500回、研修・勉強会は約700回、セミナー出席者は延べ24,000名超。年間300件超の個別相談に応じ、携わった個別相続案件4,200件超。＜保有資格＞1級ファイナンシャル・プランニング技能士、社会保険労務士、宅地建物取引士、相続診断士等

回	開催日	時間	会場
第3回	令和2年3月 4日(水)	10:00～17:00	東京(四ツ谷)
第4回	令和2年3月17日(火)	10:00～17:00	大阪(西梅田)

＜東京会場＞「ナチュラック四谷駅前大会議室(予定)」

※各回とも内容は同じです。

東京都新宿区四谷1-2 三浜ビル3F(JR中央・総武線「四ツ谷駅」赤坂口徒歩1分)

(東京メトロ丸ノ内線「四ツ谷駅」JR方面出口徒歩1分)(東京メトロ南北線「四ツ谷駅」JR方面出口徒歩1分)

＜大阪会場＞「貸会議室ユーズ・ツウ」 TEL: 06-6345-1325

大阪市北区梅田2-1-18富士ビル

(地下鉄「西梅田駅」4B番出口すぐ、JR「大阪駅」桜橋口出口より四ツ橋筋沿い徒歩5分)

＜費用＞ **55,000円(税込)** /お一人様

テキスト代金及び昼食代を含みます。尚、昼食(お弁当・お茶付)は主催者側でご用意します。

講義内容	①配偶者居住権（抵当権との優劣、第三者対抗要件、併用住宅、換価処分、合意解除、評価）、②配偶者短期居住権、③持戻し免除の推定規定（起算日、金銭贈与の取扱い、特定財産承継遺言）、④預貯金債権の仮払い制度（残高が異動している場合、遺産分割との関係、超過特別受益）、⑤遺産分割前の財産処分（処分者不明の場合、処分者判明の場合）、⑥自費証書遺言の方式緩和（財産目録とは、契印、一体性、加除訂正）、⑦自筆証書遺言の保管制度（複数の法務局、原本還付、遺言書情報証明書、遺言書保管事実証明書）、⑧遺言執行者の権限の明確化、⑨遺留分侵害請求（物権的請求権→金銭的請求権、権利行使期間、侵害額請求の順位、侵害額の計算、現物返還の注意点、課税関係、事業承継税制との関係）、⑩遺留分算定方法（特別受益、価額）、⑪第三者に対する権利保護（遺産分割/遺贈/相続させる、登記）、⑫相続債務の取扱い、⑬特別寄与料（対価の有無、請求方法、請求額、課税関係、要件の落とし穴）、⑭スケジュール他
その他	●筆記用具、電卓をお持ち下さい。 ●服装はラフで構いません、飲み物持ち込みOKです。 ●研修終了後に、情報交換を兼ねた親睦会の開催を予定しています。（参加は任意、実費負担） ●キャンセルについて、開催 1 週間前までにお申し出を頂いた場合、90%返金いたします。 ●お申込みが6名に満たない場合、開催を延期する場合がございます。
問合せ先	株式会社吉澤相続事務所（担当：青山） 03 (3556) 0203 jimukyoku@yoshizawafp.co.jp
申込方法	①下記「株式会社吉澤相続事務所」のホームページから、お申込み下さい。 ※受講料は「カード決済（分割払い可）」もしくは「銀行振込」になります。 ※「銀行振込」で受講料を支払う場合、振込手数料は受講者負担となります ②申込み受付後、「受付した旨」の自動返信メールが届きます。

お 申 込 み は こ ち ら

<http://yoshizawafp.co.jp>

株式会社吉澤相続事務所～全てのセミナー・研修～
『民法（相続法）改正 1 日講座』～申込み



【東京】3月4日（水）



【大阪】3月17日（火）